2025 年 7 月 2 日

加盟学術研究団体 各位

日本体育スポーツ健康科学学術連合

2025 年度学術企画に対する補助金申請（後期）について（募集）

下記の要領にて、標記の補助金申請の募集を行います。補助金は、申請される企画の実施時期に対応できるよう、二期に分けて募集しています。今回は、年度後半（10 月 1 日～3 月 31 日）に実施される企画に対する募集となります。別紙「学術企画における経費・補助金交付に関する申し合わせ」をご参照の上、「申請書」（PDF ファイル）を事務局宛にご送信ください。

1. 申請書受付期間

2025 年 7 月 2(火）～8 月 3 日（日）

2. 申請書記載事項

（1）主催
（2）会議の名称・場所・日程
（3）開催趣旨
（4）シンポジウム・講演会のテーマ、司会、演者・演題
（5）申請金額・使途
（6）その他

3. 補助金上限額（1 団体）

50,000 円

4. 採択の決定

運営委員会での審議を経て決定します。

5.その他留意点

（1）加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金の交付条件は、下記の通りとします。ただし、「会則 第 2 章 目的及び事業」に基づき、研究成果を広く社会に還元するため、交付回数の少ない団体への交付を優先します。

- 交付回数が連続で 3 回以下であること
- 申請書に「4. 申請の手続き」に提示された事項が記載されていること
- 補助金の内定を受けた事業(講演会、シンポジウム)については、一般公開にして、聴講・参加料を無料とすること

・ 本学術連合の協賛を受けたことを大会要項 HP 上で広報すること

(2) 補助金交付の内定を受けた加盟団体は、**当該事業の終了後**に、次の 4 点を添え、補助金請求書を **PDF ファイル**で提出してください。

・ 事業終了報告

・ 領収書のコピー(実際の支払者の写し、銀行振込確認書等)

・ 一般公開および聴講・参加料無料であることがわかる資料

・ 本学術連合の助成を受けたことを広報したことがわかる資料

上記関係書類を事務局において確認した上で、補助金を振込いたします(精算払)。

日本スポーツ体育健康科学学術連合（JAASPEHS）事務局
担当：三須

学術企画における経費・補助金交付に関する申し合わせ

日本スポーツ体育健康科学学術連合

１．目的

研究成果を広く社会に還元し、スポーツ・体育・健康科学の存在価値を高めることを目的とする。(「会則 第２章 目的及び事業」を参照)

２．主催

⑴ 学術連合大会・公開シンポジウム・講演会等の学術企画は次の学術団体が主催することとする。

・学術連合加盟学術団体（単独または合同で開催する場合がある）

・日本スポーツ体育健康科学学術連合（以下、「学術連合」）

⑵ 必要に応じて、次の学術団体を加えることができる。

・日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会

３．使途および金額

⑴ 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における１人あたりの謝金支給額は、当該学会員の場合は１万円以内、当該学会員以外の場合は５万円以内とする。その他の経費の使途および上限金額は、運営委員会の審議を経て決定する。

⑵ 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金は、講演者に対する謝金・交通費等の必要経費に活用するものとする。補助金の上限額については、１件について５万円以内とし、１人あたりの謝金支給額は、当該学会員の場合は１万円以内、当該学会員以外の場合は５万円以内とする。

４．申請の手続き

⑴ 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における加盟団体に対する補助金交付の手続きは、運営委員会の審議を経て決定する。

⑵ 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金は、当該年度のうち前期（4～9 月）分については前年度までに、後期（10

～3 月）分については当該年度の 9 月までに募集する。申請書には次の事項を記載する。

・ 主催団体名
・ 会議の名称・場所・日程
・ 開催趣旨
・ シンポジウム・講演会のテーマ、司会、演者･演題
・ 申請金額・使途
・ その他

５．補助金の交付条件・支払い方法等

⑴ 交付の決定

運営委員会の審議を経て決定する。

⑵ 交付条件

1) 学術連合が主催する大会・公開シンポジウム・講演会における加盟団体に対する補助金交付条件は、運営委員会の審議を経て決定する。

2) 加盟学術団体が主催する公開シンポジウム・講演会に対する補助金の交付条件は、下記の通りとする。ただし、「会則 第２章 目的及び事業」に基づき、研究成果を広く社会に還元するため、交付回数の少ない団体への交付を優先する。

・ 交付回数が連続で 3 回以下であること
・ 申請書に「4. 申請の手続き」に提示された事項が記載されていること
・ 補助金の内定を受けた事業（講演会、シンポジウム）については、一般公開にして、聴講・参加料を無料とすること
・ 本学術連合の協賛を受けたことを大会要項や HP 上で広報すること

⑶ 提出書類と補助金の支払方法

補助金交付の内定を受けた加盟団体は、当該事業の終了後に、次の 4 点を添え、補助金を請求する。

・ 事業終了報告
・ 領収書のコピー（実際の支払者の写し）

・ 一般公開および聴講・参加料無料であることがわかる資料

・ 本学術連合の助成を受けたことを広報したことがわかる資料

上記関係書類を事務局において確認した上で、補助金を振込する（精算払）。

６．附則

平成 23 年 6 月 11 日決定

平成 24 年 6 月 21 日改訂

平成 30 年 11 月 16 日改訂

第〇〇回〇〇発〇〇号
年　月　日

日本スポーツ体育健康科学学術連合
代表　菊　幸一　殿

日本〇〇〇〇〇学会
会　長　〇〇　〇〇

補助金交付の申請

下記の通り、申請いたします。

記

1. 主催：日本〇〇学会

2. 会議の名称・場所・日程
   名称：日本〇〇学会第〇〇回大会
   場所：
   日程：

3. 開催趣旨：

4. 公開シンポジウム・講演会のテーマ、司会、演者・演題

5. 申請金額・使途：

6. 備考：

以上

コメントの追加 [is1]: 文書番号については、貴会の規程等に基づきご作成をお願いいたします。
文書番号に関する規程等がなければ記載の必要はございません。

コメントの追加 [石塚　創也2]: 公印を押印してください。但し、貴会の規定により公印省略可能な場合はこの限りではありません。

コメントの追加 [石塚　創也3]: ※ PDF ファイルにてご提出をお願いいたします。

コメントの追加 [石塚　創也4]: 該当シンポジウムは一般公開、かつ無料で参加可能である旨記載をお願いいたします。